

# 漁船保険制度の概要

- 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁船保険組合の構成員相互間の保険として行う相互保険事業。

- 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

漁船保険	滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。

※ 特定事故(戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿捕又は抑留によって生じた事故)により生じた損害は保険種類ごとに特約がある場合に限り、乗組員の抑留期間中の給与支払いに必要な費用は漁船船主責任保険に特約がある場合に限り、填補する。